

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

規 則	
身体障害者福祉法施行細則(三・障害福祉課)……………	1
人事委員会規則	
人事委員会規則七 三六(通勤手当)の一部を改正する規則……………	20

規 則

身体障害者福祉法施行細則をここに公布する。

平成十六年三月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三号

身体障害者福祉法施行細則

身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年秋田県規則第四十号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。)の施行については、身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。)及び身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(判定等に関する書類)

第二条 障害者相談センター所長は、法第十条第一項第二号八及び二に掲げる業務について判定依頼書受理簿を備え、必要な事項を記載しなければならない。

2 障害者相談センター所長は、法第十条第一項第二号二に掲げる業務について令第

二条の判定書を交付するときは、必要に応じて補装具処方せんを添付しなければならない。

3 障害者相談センター所長は、法第十一条第二項に規定する業務(軽易なものを除く。)を行ったときは、相談記録票に必要な事項を記載し、これを保存しておくなければならない。

(指定医の同意)

第三条 令第三条第一項の同意は、指定医同意書(様式第一号)により行うものとする。

(指定医の標示)

第四条 法第十五条第一項の規定による指定を受けた医師(次条において「指定医」という。)は、標示(様式第二号)を所属する医療機関の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(指定医の変更の届出)

第五条 指定医は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、指定医変更届出書(様式第三号)により知事に届け出なければならない。

一 氏名

二 診療科目

三 担当する障害の種類

四 所属する医療機関の名称及び所在地

(居住地の変更の届出等)

第六条 令第九条第二項及び第四項の規定による届出は、居住地等変更届出書(様式第四号)により行うものとする。

2 知事は、令第九条第六項の規定による通知を受けたときは、その者の旧居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該旧居住地を管轄する福祉事務所長に、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長にその旨を通知するものとする。

(手帳の再交付の申請等)

第七条 令第十条第一項の申請は、身体障害者手帳再交付申請書(様式第五号)により行うものとする。

2 法第十六条第一項並びに省令第七条第二項及び第八条第二項の規定による返還は、身体障害者手帳返還書(様式第六号)により行うものとする。

(医療機関の指定の申請等)

第八条 省令第十三条の三及び第十三条の五の申請書の様式は、様式第七号によるものとする。

2 令第二十三条の規定による届出は、指定医療機関変更届出書(様式第八号)によ

り行うものとする。

(更生医療指定医療機関台帳)

第九条 知事は、法第十九条の二第一項の規定により指定した医療機関について更生医療指定医療機関台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

(身体障害者居宅生活支援事業等の届出)

第十条 法第二十六条第一項の規定による届出は身体障害者居宅生活支援事業等開始届出書(様式第九号)により、同条第二項の規定による届出は身体障害者居宅生活支援事業等変更届出書(様式第十号)により、同条第三項の規定による届出は身体障害者居宅生活支援事業等廃止(休止)届出書(様式第十一号)により行うものとする。

2 前項の届出書は、当該届出に係る事業を行う事業所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第 1 号 指定医同意書 (第 3 条関係)

(A 4 判)

指定医同意書

年 月 日

秋田県知事 様

開設者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の)
(所在地、名称及び代表者の氏名)
医 師 氏 名 ㊟

身体障害者福祉法第15条第 1 項の規定による医師の指定に同意します。

生 年 月 日	年 月 日
所 属 医 療 機 関	名 称
	所 在 地
診 療 科 目	
担 当 し ょ う と す る 障 害 の 種 類	
担 当 し ょ う と す る 障 害 に 関 係 す る 医 療 に つ い て の 経 験 年 数	年 月

備考

- 1 指定に同意する医師の経歴書及び医師免許証の写しを添付してください。
- 2 指定に同意する医師が医療機関の開設者である場合は、「医師氏名」欄の記名及び押印を省略することができます。

様式第2号 標示(第4条関係)

身
体
障
害
者
福
祉
法
指
定
医

備考 寸法は、縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度とし、材料は、金属、木材又は合成樹脂を用いるものとする。

様式第 3 号 指定医変更届出書 (第 5 条関係)

(A 4 判)

指定医変更届出書

年 月 日

秋田県知事 様

開設者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあっては、主たる事務所の)
(所在地、名称及び代表者の氏名)
指定医 氏 名 ⑩

身体障害者福祉法第15条第 1 項の規定により指定された医師について、次のとおり変更したので、届け出ます。

1 指定年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 変更年月日 年 月 日

3 変更事項
(1) 変更前

(2) 変更後

備考

- 1 「開設者」欄は、指定医が所属する医療機関を変更した場合には、新たに所属することとなった医療機関の開設者が記入してください。
- 2 指定医が医療機関の開設者である場合は、「指定医氏名」欄の記名及び押印を省略することができます。

様式第4号 居住地等変更届出書(第6条関係)

(A4判)

居住地等変更届出書

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所
氏 名 ㊟
身体障害者との続柄()

次のとおり居住地(氏名)を変更したので、身体障害者福祉法施行令第9条第2項(第9条第4項)の規定により、届け出ます。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項
旧居住地(旧氏名)
新居住地(新氏名)

3 身体障害者手帳の記載内容

手 帳 番 号	交 付 年 月 日	障 害 名	等 級	氏 名
第 号	年 月 日		級	

年 月 日身体障害者手帳記載済

福祉事務所長(町村長) ㊟

記号及び番号
年 月 日

秋田県知事 様

福祉事務所長(町村長) ㊟

上記のとおり身体障害者の居住地(氏名)の変更の届出があったので、進達します。

備考

- 1 15歳未満の児童については、保護者が届け出てください。
- 2 身体障害者手帳の交付を受けた者が自ら届け出る場合は、3の「氏名」欄の記入を省略することができます。

様式第 5 号 身体障害者手帳再交付申請書 (第 7 条関係)

(A 4 判)

身体障害者手帳再交付申請書

年 月 日

秋田県知事 様

申請者 住 所
氏 名 印
身体障害者との続柄 ()

次のとおり身体障害者手帳の再交付を受けたいので、身体障害者福祉法施行令第10条第1項の規定により、申請します。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
手 帳 番 号	第 号
交 付 年 月 日	年 月 日
理 由	1 障害程度の重大な変化 2 他の障害の発生 3 身体障害者手帳の破損 4 身体障害者手帳の紛失

記号及び番号
年 月 日

秋田県知事 様

福祉事務所長 (町村長) 印

上記のとおり身体障害者手帳の再交付の申請があったので、進達します。

備考

- 1 15歳未満の児童については、保護者が申請してください。
- 2 身体障害者手帳の交付を受けた者が自ら申請する場合は、内枠内の「氏名」欄の記入を省略することができます。
- 3 「理由」欄は、該当するものの番号を で囲んでください。また、1又は2に該当する場合は、医師の診断書及び意見書を添付してください。

様式第6号 身体障害者手帳返還書(第7条関係)

(A4判)

身体障害者手帳返還書

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所
氏 名 印
身体障害者との続柄()

障害程度に非該当となった(次の者が 年 月 日死亡した、身体障害者手帳の再交付を受けた)ので、身体障害者福祉法第16条第1項(身体障害者福祉法施行規則第7条第2項、第8条第2項)の規定により、身体障害者手帳を返還します。

氏 名	
手 帳 番 号	第 号
交 付 年 月 日	年 月 日

記号及び番号
年 月 日

秋田県知事 様

福祉事務所長(町村長) 印

上記のとおり身体障害者手帳が返還されたので、進達します。

備考

- 1 15歳未満の児童については、保護者が返還してください。
- 2 身体障害者手帳の交付を受けた者が自ら返還する場合は、内枠内の「氏名」欄の記入を省略することができます。

様式第 7 号 1) 医療機関指定 (変更) 申請書 (医療機関用)(第 8 条関係)

(A 4 判)

医療機関指定 (変更) 申請書

年 月 日

秋田県知事 様

開設者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の)
(所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり更生医療を担当する医療機関の指定を受けたい (担当する医療の種類を変更したい) ので、身体障害者福祉法施行規則第 13 条の 3 第 1 項 (第 13 条の 5) の規定により、申請します。

病院又は診療所	名 称																
	所 在 地																
標 ぼう して いる 診 療 科 名																	
担当しようとする医療の種類	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 眼科に関する医療</td> <td style="width: 50%;">8 心臓脈管外科に関する医療</td> </tr> <tr> <td>2 耳鼻咽喉科に関する医療</td> <td>9 腎臓に関する医療</td> </tr> <tr> <td>3 口腔に関する医療</td> <td>10 腎移植に関する医療</td> </tr> <tr> <td>4 整形外科に関する医療</td> <td>11 小腸に関する医療</td> </tr> <tr> <td>5 形成外科に関する医療</td> <td>12 歯科矯正に関する医療</td> </tr> <tr> <td>6 中枢神経に関する医療</td> <td>13 免疫に関する医療</td> </tr> <tr> <td>7 脳神経外科に関する医療</td> <td></td> </tr> </table>			1 眼科に関する医療	8 心臓脈管外科に関する医療	2 耳鼻咽喉科に関する医療	9 腎臓に関する医療	3 口腔に関する医療	10 腎移植に関する医療	4 整形外科に関する医療	11 小腸に関する医療	5 形成外科に関する医療	12 歯科矯正に関する医療	6 中枢神経に関する医療	13 免疫に関する医療	7 脳神経外科に関する医療	
1 眼科に関する医療	8 心臓脈管外科に関する医療																
2 耳鼻咽喉科に関する医療	9 腎臓に関する医療																
3 口腔に関する医療	10 腎移植に関する医療																
4 整形外科に関する医療	11 小腸に関する医療																
5 形成外科に関する医療	12 歯科矯正に関する医療																
6 中枢神経に関する医療	13 免疫に関する医療																
7 脳神経外科に関する医療																	
更生医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名																	
更生医療を主として担当する医師又は歯科医師の経歴	別紙 1	更正医療を行うために必要な設備及び体制の概要	別紙 2														
患者を収容する施設の有無及びその収容定員 (診療所の場合のみ記入)	有 (人) ・ 無																

備考

- 1 「担当しようとする医療の種類」欄は、該当するものの番号を で囲んでください。
- 2 更生医療を主として担当する医師又は歯科医師の医師免許証等の写しを添付してください。

別紙1

(A4判)

経歴書(医師用)			
ふりがな 氏 名		生 年 月 日	
住 所		学 位	
関係学会 加入状況			
年 月 日	任 免 事 項	師事した指導者の氏名、学位論文又は学会に提出した論文名	

別紙2

(A4判)

更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要

担当しようとする医療に関する主な設備

品	目	数	量	品	目	数	量

担当しようとする医療に従事する職員の体制及び人数

--

様式第7号(2) 医療機関指定申請書(指定訪問看護事業者等用)(第8条関係)

(A4判)

医療機関指定申請書

年 月 日

秋田県知事 様

事業者 住 所
氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり更生医療を担当する医療機関の指定を受けたいので、身体障害者福祉法施行規則第13条の3第2項の規定により、申請します。

訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	
	職 員 の 定 数	

備考 「職員の定数」欄には、指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービスに従事する職員の定数を保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記入してください。

様式第 7 号(3) 医療機関指定申請書 (薬局用)(第 8 条関係)

(A 4 判)

医療機関指定申請書

年 月 日

秋田県知事 様

開設者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり更生医療を担当する医療機関の指定を受けたいので、身体障害者福祉法施行規則第13条の3第3項の規定により、申請します。

薬 局	名 称			
	所 在 地			
薬 剤 師 の 氏 名		薬 剤 師 の 経 歴	別紙 1	
調 剤 の た め に 必 要 な 設 備 及 び 施 設 の 概 要			別紙 2	

備考 薬剤師免許証の写しを添付して下さい。

別紙 1

(A 4 判)

経歴書 (薬剤師用)					
学 位		氏 名		生 年 月 日	
住 所					
主 な 職 歴					

別紙 2

(A 4 判)

調剤のために必要な設備及びその概要		
調 剤 室 の 構 造	調 剤 室 の 面 積	m ²
主 たる 設 備	品 目	数 量

備考

- 1 薬局の見取図を添付してください。
- 2 「主たる設備」欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）第1条各項に規定する設備以外の設備がある場合に、その主なものを記入してください。

様式第8号 指定医療機関変更届出書(第8条関係)

(A4判)

指定医療機関変更届出書

年 月 日

秋田県知事 様

開設者 住 所
氏 名 ⑩

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり更生医療に関する事項を変更したので、身体障害者福祉法施行規則第13条の6の規定により、届け出ます。

1 指定医療機関の名称

2 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

(3) 担当する医療の種類

3 変更年月日

4 変更理由

備考

- 1 2の3の欄には、病院又は診療所において主として担当する医師又は歯科医師の変更があった場合に、新たに担当することとなった医師等が担当する医療の種類を記入して下さい。
- 2 主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更の場合は、新たに担当することとなった医師等の経歴書及び医師免許証書等の写しを添付して下さい。

様式第 9 号 身体障害者居宅生活支援事業等開始届出書 (第10条関係)

(A 4 判)

身体障害者居宅生活支援事業等開始届出書

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり身体障害者居宅生活支援事業等を開始するので、身体障害者福祉法第26条第 1 項の規定により、届け
出ます。

1 事業の種類及びその内容

2 事業を行おうとする区域 (市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含
む。)

3 事業開始の予定年月日

4 添付書類

(1) 条例、定款その他の基本約款

(2) 職員の定数及び職務の内容を記載した書類

(3) 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類

(4) 身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業を行おう
とする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員 (身体障害者短期入所事業
に係るものに限る。) を記載した書類

(5) 収支予算書及び事業計画書

様式第10号 身体障害者居宅生活支援事業等変更届出書(第10条関係)

(A4判)

身体障害者居宅生活支援事業等変更届出書

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり身体障害者居宅生活支援事業等に関し届け出た事項を変更したので、身体障害者福祉法第26条第2項の規定により、届け出ます。

1 変更事項及びその内容

2 変更年月日

3 変更理由

様式第11号 身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届出書（第10条関係）

（ A 4 判 ）

身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届出書

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所

氏 名

㊞

（ 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

次のとおり身体障害者居宅生活支援事業等を廃止（休止）するので、身体障害者福祉法第26条第3項の規定により、届け出ます。

- 1 廃止（休止）しようとする事業の種類及びその内容

- 2 廃止（休止）しようとする年月日（及び休止予定期間）

- 3 廃止（休止）の理由

- 4 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置

人事委員会規則

人事委員会規則七 三六(通勤手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三六(通勤手当)の一部を改正する規則

規則七 三六(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「月額」を「額」に改める。

第五条中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「いずれかの」を「いずれかが」に改める。

第六条の前の見出しを「(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)」に改め、同条中「条例第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額の算出」を「普通交通機関等(特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額」に、「による運賃等の額による」を「により算出する」に改める。

第七条中「割り振られた」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第八条の第二項に規定する正規の」に、「および」を「及び」に改める。

第八条第一項中「運賃等相当額」を「条例第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)(に、による額の総額」を「に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(条例第十二条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)(である定期券の価額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

三 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

第八条第二項中「の交通機関等を」を「において」に、「区間」を「普通交通機関等」に、「による」を「に定める」に改め、「の総額」を削る。

第八条の四中「月額」を「額」に改め、同条第一号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「運賃等相当額及び条例第十二条第二項第二号に掲げる額の合計額(その額が四万五千元)を、同条第二項第一号及び第二号に定める額(同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額)以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)

及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千元」に、「その額と四万五千元との差額の二分の一(その差額の二分の一が七千円を超えるときは、七千円)を四万五千元に加算した」を「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千元に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第二号中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額(二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)(に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第十二条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三号中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額等」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第十二条第二項第二号」を「同項第二号」に改める。

第十三条の見出しを「(特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準)」に改め、同条第一項中「条例第十二条第三項に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額(以下「特別料金等の二分の一相当額」という。)(の算出は、特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額は、」に、「ものによる特別料金等の額による」を「特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、同条第二項中「及び第八条」を削り、「特別料金等の二分の一相当額」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第八条(第一項第三号を除く。)(の規定は、条例第十二条第三項第一号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額の算出について準用する。この場合において、第八条中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同条第一項第一号中「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の二分の一に相当する」と読み替えるものとする。

第十六条第一号中「による派遣」の下に「(以下「公益法人等派遣」という。)(」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支給日等)

第十六条の二 通勤手当は、支給単位期間(第三項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)(又は当該各号に定める期間(以下「支給単位期間等」という。)(に係る最初の月の規則七 一(給料等の支給)第二条に規定する給料の支給日(以下「支給日」という。)(に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。)

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第十二条第五項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第十二条第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位数のうち最も長い支給単位数期間

二 職員が条例第十二条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位数のうち最も長い支給単位数期間

三 職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第十二条第三項第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額（以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）の合計額が二万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位数のうち最も長い支給単位数期間

第十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の一条、見出し及び二条を加える。

（返納の事由及び額等）

第十七条の二 条例第十二条第六項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位数に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第十二条第一項の職員たる要件を欠くに至つた場合

二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 月の中途において法第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第二号）第一条第一項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をし、公益法人等派遣をされ、大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。

四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十二条第六項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十二条第二項第二号に定める額の合計額。以下同じ。）が五万五千円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（一）二に掲げる場合以外の場合 五万五千円に事由発生月の翌月から支給単位数期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位数期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

（二）第十六条の二第三項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十二条第六項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額（二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円以下であつた場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利

用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額（以下「払戻金二分の一相当額」という。）

二 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 二に掲げる場合以外の場合 二万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

(二) 第十六条の二第三項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合 二万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特別急行列車等についての払戻金二分の一相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

4 条例第十二条第六項の規定により職員に前二項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を支給した任命権者と事由発生月の翌月以降に支給される給与を支給する任命権者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第十七条の三 条例第十二条第七項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第八条第一項第三号の人事委員会の定める普通交通機関等 一箇月

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第二十八条の二第一項の規定による退職その

他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第十七条の四 支給単位期間は、第十七条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において法第二十八条第二項の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条の規定により育児休業をし、公益法人等派遣をされ、大学院修学休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当するときは除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第十八条中「月の一日」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改める。

第十九条中「月額」を「額」に改める。

第二十条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「の施行」を「に定めるもののほか、通勤手当」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（規則七 一（給料等の支給）の一部改正）

2 規則七 一（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第十条（見出しを含む。）中、「通勤手当」を削る。

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円

印 刷 者

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 083-0005
E-mail: matsubara@matsubaransetu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄